

障がい児通所支援事業所きらら 重要事項説明書

当事業所では、多機能型事業所として指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の通所給付決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	6
2. 利用事業所	6
3. サービスに係る設備等の概要	7
4. 従業員の配置状況	7
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	8
6. ご利用者が入院等された場合の対応について	11
7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	11
8. 非常時の対応	11
9. ご利用者の記録や情報の管理、開示について	12
10. 人権擁護及び虐待防止のための措置	12
11. 苦情の受付について	13
12. 虐待(権利侵害)相談受付について	13
13. サービス利用説明書	14

社会福祉法人 共生会
障がい児通所支援事業所 きらら
(事業所番号：3651600045)

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 共生会
所在地	徳島県阿波市市場町香美字西原245番
電話番号	0883-36-6660
代表者氏名	理事長 原 照代
法人の設立年月	平成9年3月4日
e-mail	kirara@kyousei-tokushima.org
URL	http://www.kyousei-tokushima.org/

2. 利用事業所

事業所の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス
事業所の名称	障がい児通所支援事業所きらら
事業の目的	利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供
主たる対象とする障害の種類	特になし
事業所の所在地と連絡先	〒771-1610 徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1 TEL：0883-36-8686 FAX：0883-36-7071
管理者	伊坂 奈緒美
児童発達支援管理責任者	伊坂 奈緒美
事業所の運営方針	発達に遅れのある幼児および学童が日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に適応する事ができるよう、身体や発達の状況に応じて立案した通所支援計画に基づいて、適切かつ効果的な個別、集団療育を行う。
事業所の開設年月	平成29年4月1日
定員	10名
通常の事業の実施地域	阿波市、吉野川市の全域

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設設備の概要

施設設備の種類	室数
洗面所	1ヶ所
便所	2ヶ所
発達支援室	1ヶ所
療育活動室	1ヶ所
事務室・相談室	各1ヶ所
個別支援室・学習室	各1ヶ所
静養室	1ヶ所
消火その他災害対応	自動火災通報装置・消火器・非常警報装置・誘導灯

*当事業所では上記の施設・設備を利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定児童発達支援・放課後等デイサービスのサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 施設・設備利用上の注意事項

当業所内の設備、器具は本来の用途、使用方法に従ってご利用ください。用途や使用方法に反した利用により破損、故障等が生じた場合、賠償していただきます。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	指定基準	勤務体制
1. 管理者	1名		1名	原則
2. 児童発達支援管理責任者	1名		1名	9:00～18:00

【指定児童発達支援・放課後等デイサービス】

職種	常勤	非常勤	指定基準	勤務体制
児童指導員 保育士他	6名		2名	原則 9:00～18:00

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

〈職員の職種及び職務内容〉

職務名	内容
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・通所支援計画作成に当たっては、障がい児の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容の検討をすること ・利用者に対する指定通所支援事業所の提供に当たる担当者等を招集し、意見を求めるなど関係機関との連携に図ること ・通所支援計画書には利用者の意向、5領域を含めた総合的な支援の方針、地域社会への参加、包摂（インクルージョン）の観点を踏まえた計画原案を作成し、個別支援策定検討委員会を主催し検討すること ・5領域を含めたつながりを明確化した支援内容を示すプログラムの作成・公表を行うこと ・通所支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。また、障がい児相談支援事業所にも交付すること。 ・利用申し込みの利用に際し、心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること ・他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと ・利用者の意思に反する異性介助がなされないように利用者の意向を把握するとともに、利用者の意向を踏まえたサービスの提供に努めること
児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"> ・通所支援計画書に基づき、子どもの心身の状況に応じて適切な技術を持って、支援等を行うこと ・子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上に努めること

※5領域とは

「健康・生活」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」「運動・感覚」の総合的な領域

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①障害児通所給付費から給付されるサービス ②利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕 |
|---|

(1) 当事業所が提供するサービス

提供するサービス	内 容
(1) 通所支援計画の作成	利用者の発達状況に合わせ、小集団での活動の場からモジュールステップにて、対人関係の習得を促す支援をします。また、支援内容を示すプログラムを策定・公表します。
(2) 健康指導	常に利用者の健康状況に注意し、体調の変化に気を付けます。症状が悪化した場合や緊急時は速やかに保護者へ連絡又は医療機関と連携し健康面に配慮します。また、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組を徹底します。
(3) 専門職による療育	あいさつ、清潔、排泄等の日常生活スキルの支援をします
(4) 地域交流	地域で安心して暮らし、育つことができるよう環境整備に努め情報提供していきます。また、地域社会への参加・包摂を促します。
(5) 個別療育	利用者の発達状況に合わせた教材を用い、個別の発達を促す支援をします。
(6) 集団療育	小集団の利点を生かし、レクリエーション活動や日々の集団活動を通じて社会性及び協調性が身につくよう支援します。
(7) 家族支援	ご家族やきょうだい等の困りごとや相談等について話し合う機会を持ちご家族の不安軽減に努めます。
(8) 子育てサポート	子どもの特性や特性を踏まえた子どもの関わり方等を学ぶことができる機会を提供し、ご家族の養育向上を図り育児サポートを行います。
(9) 預かりニーズに対応した延長支援	預かりニーズに対応した延長支援を実施し、ご家族の就労サポートやレスパイトケアを図ります。
(10) 将来を見据えた作業訓練	社会でのルールや自立に向けての作業訓練を実施します
(11) 自己評価・保護者評価結果の改善、公表	運用の標準化と統一を図るため年に1回自己評価、保護者評価を実施し、改善に努めます。また、改善内容を公表します。
(12) 安全計画の作成	事業所の設備の安全点検や園外活動等を含む活動等におけるルール、マナーの遵守について安全計画を策定し、安全確保に関する取組を計画的に実施します。また、取組内容を保護者に対し説明・共有します。
(13) 関係機関との連携	利用者の状態や発達の特性に応じた支援の方法等を学校やこども園、医療機関、他事業所と連携を図ることで、利用者の成長を促します。

(14) 相談及び援助	当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者や保護者に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。
(15) 送迎	希望により往復30分の範囲内で送迎をします。但し、送迎職員や送迎車両の確保が困難な場合はお断りする事があります。尚、シートベルトを着用し(チャイルドシート・ジュニアシート含む)車に乗る習慣がついていることが前提です。

【歯と口腔の健康づくりに係る基準】

施設は、摂食機能の発達支援など障がい児の歯及び口腔の健康づくりに努めます

*ご利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

○指定協力医療機関

	医療機関名	電話番号	診療科
嘱託医	あおいそら 在宅診療所	0883-22-1311	内科・神経内科
協力医療機関1	阿波病院	0883-35-5151	小児科、内科、外科
協力医療機関2	笠井整形外科・内科ク リニック	0883-36-1233	整形外科、内科

(2) 通所利用者負担額

(1)のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。

なお、障害児通所給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです)

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=通所利用者負担額)を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

【きららが行う児童発達支援・放課後等デイサービスに係る利用料金】

(内訳)①サービス利用料	円
区分1 (30分以上1時間30分以下)	
区分2 (1時間30分超3時間以下)	円
(休業日のみ) 区分3 (3時間超5時間以下)	円
サービス利用に係る自己負担額 (定率負担)	円

* サービス利用料金のご負担いただく金額については、市町村が発行する通所受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

* 報酬単価(加算分)については、別添資料にて説明いたします。

[営業日および営業時間 (サービス提供時間) について]

- 未就学児 (月～土) 9:00～18:00 (10:00～17:30)
- 就学児 (月～金) 9:00～18:00 (学校終了時から17:30)
- (土) 9:00～18:00 (10:00～17:30)

※上記サービス提供時間に、送迎時間は含まれません。

※月～金の学校休業日は、事業所の年間行事予定による。

[サービス利用の延長について]

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(学校休業日5時間)(平日3時間)を超える長時間の支援については、預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に、延長支援とし評価します。予定されている最長の時間区分を超えての利用を希望される場合は、事前にお知らせください。なお、日中一時支援事業を利用することもできます。

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて月額負担上限額が設定されておりますが、軽減等の負担軽減措置があります。

(3) (1) 以外のサービス

下記①のサービスについては、障害児通所給付費の給付対象とならないため、サービスの提供を希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種類	内容	金額
昼食	希望により昼食を提供します。	実費
調理実習等に要する材料代	活動する上で使用する材料費(クッキング等)	実費
おやつ	活動内容によりおやつの提供をします。	実費
その他、ご利用者からの依頼に基づき提供するオプションサービスに要する費用実費	行事等に関する費用	実費
複写物の交付	・領収書の発行はできません。	10円／1枚
各種証明書の発行	・在園証明書等 ・領収書が必要な方には発行いたします。	100円／1部

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月15日までに以下の方法でお支払い下さい。

- ・利用者の指定金融機関の口座からの自動引落

(5) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じ、3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

7. 当施設利用の際に留意いただく事項

(1) 喫煙

全館禁煙です。

(2) 貴重品の管理

貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできないご利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。

(3) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(4) 設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反した利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(5) 不審者侵入防止

不審者による事故防止のため、大声を出したり、泥酔して他の利用者に迷惑となるような行為はお断りいたします。正当な用件もなく受付の要請にも答えず強引に施設内に進入した場合、その他危害が及ぶような場合、不審者の身柄拘束は警察に委ねます。

(6) 情報の無断使用の禁止

敷地内・施設内での無断撮影や録音は行わないでください。また、写真や動画を無断で使用することは禁止しております。場合に応じては、法的措置をとらせていただきます。

(7) 感染症について

利用者本人が、感染症等に感染した場合、静養期間中は自宅での静養をお願い致します。また、学校等が学年閉鎖や学級閉鎖になった場合も、感染拡大防止のため自宅で様子をみてください。

(8) その他

他の利用者および職員に対する暴力行為や迷惑行為、他の利用者の生活上の安全性を脅かす行為を行わないで下さい。

8. 非常時の対応

< 事故発生時の対応 >

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

< 非常時の対応 >

非常災害に備え、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者を置き、定期的に避難、防災、消防等必要な訓練を実施します。

< 防災組織 >

- ・ 防災設備：自動火災通報装置・誘導灯・非常警報装置・消火器

< 災害時被災状況の公表及び安否確認 >

事業所は、被災状況について公的機関等を通じて公表するものと致します。利用者個人の安否については保証人または法定代理人等から直接事業所へお問い合わせください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）原則としてご利用者又は保護者のみが閲覧可能とし、それ以外は別途個人情報の保護に関する規程により対応します。

* 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービスに係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援・放課後等デイサービス計画
- (3) ご利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、条例で義務付けられ

た市町村への通知に係る記録

- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由などの記録
- (5) 利用者又は、保護者、その他の当該利用者の家族からの苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、月～金曜日の午前10：00～午後5：00です。

10. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、利用者の身体拘束を行いません。万一利用者または他の利用者職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、利用者の状況の説明と同意を受けた後、その条件と期間において身体拘束等を行なうことができるものとします。また、身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束についての改善計画を作成し随時見直しを行うものとします。

(3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を洩らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(4) 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における相談（苦情・要望等）の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

○苦情解決責任者

[氏名]伊坂奈緒美

[職名] 管理者兼児童発達支援管理責任者

○苦情受付窓口(担当者)

[氏名]藤重 早織

[職名]児童指導員

○第三者委員

[氏名] 吉野 旭代 [所属] 財務管理有識者

[氏名] 玉井 静代 [所属] 元阿波市民生児童委員

◆相談受付ボックスを下駄箱上に設置していますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地: 〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター3階 電話番号: 088-611-9988 FAX: 088-611-9995 受付日・時間: 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
--------------------------	--

1 2. 虐待(権利侵害)相談受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

当法人虐待防止対応規程、虐待防止委員会運用指針により、当事業所では虐待通報に適切に対応する体制を整えています。また、当事業所における虐待防止責任者及び虐待防止マネージャー・虐待受付担当を設置し、虐待防止に努めます。

○虐待防止責任者

[氏名] 伊坂奈緒美 [職名] 管理者兼児童発達支援管理責任者

○虐待防止マネージャー

[氏名] 藤重 早織 [職名] 児童指導員

○虐待受付担当

[氏名] 松原 加奈 [職名] 保育士

○虐待防止第三者委員

[氏名] 吉野 旭代 [所属] 財務管理有識者

[氏名] 玉井 静代 [所属] 元阿波市民生児童委員

◆なんでも相談受付ボックスで受け付けをしておりますので、ご利用ください。

(2) 行政機関その他の虐待相談受付機関

徳島県障がい者権利擁護センター	所在地: 〒770-0005 徳島市南矢三町2-1-59 (徳島県障がい者相談支援センター内) 電話: 088-631-1188 FAX: 088-631-1188 受付時間: 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
阿波市障害者虐待防止センター	所在地: 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1 電話: 0883-36-6812 FAX: 0883-36-5112 受付時間: 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

重要事項の説明確認

年 月 日

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 障がい児通所支援事業所きらら

説明者職名： 職

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障がい児通所支援事業所きららが実施する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者（保護者）

住所： _____

氏名： _____ 印

続柄：

利用者（児童）

住所： _____

※保護者と同じ場合は「同上」とご記入ください。

氏名： _____